

学位審査実施要項

平成13年 7月 5日制定

平成13年 7月 1日施行

平成15年 6月19日改正

平成15年 7月 1日施行

平成16年12月 9日改正

平成16年12月 9日施行

平成19年 3月15日改正

平成19年 4月 1日施行

令和 2年 5月14日改正

令和 2年 4月 1日施行

日本大学総合基礎科学研究科

- (3) 基礎論文が共著である場合は、筆頭著者であるか又は当該申請者の寄与が主たるものであることが証明できること。また、当該論文の共著者全てから学位論文の基礎論文としての使用許諾が得られること。
- (4) 基礎論文には、未公刊であっても掲載決定のものであれば含めることができるが、その場合には、論文発行機関による掲載決定証明書等を添付すること。

3 申請手続

博士の学位は次の手続により申請する。

- ① 学位申請を希望する者（以下、申請希望者という）は、申請を行うことについて、あらかじめ当該指導教員から承認を得て、次の書類等を指導教員に提出し専攻主任に申し出る。この申し出は、学位申請期限日より60日以前に行う。

なお、教務課へ提出する各1部のほか、専攻が定める部数を提出すること。

- (1) 履歴書（様式は任意）
- (2) 研究業績書（様式は任意。論文作成の基礎となる、学術雑誌に掲載された基礎論文については、必ず記載すること）
- (3) 論文の概要（和文4,000字以内。「論文の内容の要旨」を代用することができる。また、各専攻で定める外国語によるサマリーを添付することができる）

(4) 基礎論文の別刷等

- ② 専攻主任は、当該専攻に属する分科委員からなる委員会（以下、「専攻委員会」という）を開催し、申請希望者から提出された書類に基づいて、申請希望者の学位申請の可否を審議、決定して、その結果を申請希望者に通知する。
- ③ 専攻委員会で申請が可とされた申請希望者は、定められた期日までに次の書類等を教務課に提出し、学位申請を行う。

なお、提出書類は別に定める作成要領を参照し、所定の書式において作成すること。また、別途、所定形式で作成された電子データを、教務課に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書 [様式1] 2通
- (2) 履歴書 [様式7] 4通
- (3) 論文目録 [様式9] 4通
- (4) 論文 8部

審査用として、A4判で審査期間中の使用に耐える方式により仮製本したもの。

- (5) 論文の内容の要旨 [作成例①] 20部
和文で4,000字以内、英文サマリーを添付する場合は、1,000語程度で

作成されたものを添付することができる。また、論文題目が外国語によるものは、題目の日本語訳を併記する。要旨の作成においては、研究の目的、研究の背景、研究の独創性、研究方法、研究結果、その社会への貢献度等について制限字数内で、できる限り簡潔・明確に記述すること。

(6) 「論文の内容の要旨」を補完する資料 20部

論文の作成の基礎となる学術雑誌に掲載された基礎論文の目録を記載したもの。必要に応じて、論文の構成を説明する資料（目次等）を提出することができる。

ア 基礎論文

- ・ 論文題目，著者名＜全員＞，
発表誌名，巻，頁 〇〇〇－〇〇〇（西暦年）。
- ・ 論文題目，著者名＜全員＞，
Proceedings 名，頁 〇〇〇－〇〇〇（開催地，西暦年）。

イ 関連論文（上記以外）

- ・ 論文題目，著者名＜全員＞，
発表誌名，巻，頁 〇〇〇－〇〇〇（西暦年）。
- ・ 論文題目，著者名＜全員＞，
Proceedings 名，頁 〇〇〇－〇〇〇（開催地，西暦年）。

なお、この一覧表のイには、投稿中のものも記載することができる。

(7) 博士論文の登録・公表依頼書 [様式11] 1通

(8) 承諾書・誓約書 [作成例④] 1通

基礎論文が共著の場合、当該論文にかかわる共著者全員の承諾書及び誓約書を添付すること。

(9) 改姓届 [作成例⑤] 1通

改姓し、基礎論文・参考論文等に記載された姓名と、学位請求者の姓名が一致しない場合、提出すること。

なお、戸籍抄本等（コピー可）を添付すること。

(10) 参考論文 8部

論文以外で、学位申請上必要不可欠であると思われる研究成果をまとめた原著論文の提出を希望する場合、これを参考論文として提出することができる。

4 申請期日

申請期日は、11月上旬の分科委員会の指定する日とする。

なお、博士後期課程に3年以上在学し、かつ単位を修得した者は9月に修了を認めることがある。その場合は5月上旬の指定する日とする。

5 学位論文の審査

学位論文の審査は、次のとおり行う。

① 研究科長は、総合基礎科学研究科学学位委員会（以下、「学位委員会」と

いう)を招集する。学位委員会は、総合基礎科学研究科全専攻の専攻主任で構成する。学位委員会は、申請論文及び提出書類等について点検し、申請が適当であるかどうかを判断するため、当該専攻の専攻主任及び指導教員を召喚し、申請者の経歴、研究業績及び学位論文の内容等について説明を受ける。

- ② 学位委員会は、専攻からの推薦に基づき、当該論文の審査に関わる学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という)案を策定する。審査委員会候補者は3名以上4名以下とし、うち2名は総合基礎科学研究科博士後期課程研究指導教員であることを要する。ただし、審査委員(以降「副査」という)には、必要があると認める場合には、総合基礎科学研究科博士後期課程研究指導補助教員、関連ある他専攻等の専任教員、あるいは、他の大学院又は研究所等の教員等(外部審査委員)を含めることができる。審査委員長(主査)は総合基礎科学研究科博士後期課程研究指導教員であることを要する。
- ③ 分科委員会は、学位委員会の報告に基づき学位申請受理の可否及び当該審査委員会の構成を議決する。
- ④ 審査委員会は、学位論文の審査を行い、必要があるときは、申請者に学位論文に関する資料を提出させ又は必要事項についての説明を求めることができる。
- ⑤ 審査は、分科委員会の受理決定から、原則として6週間以内に終了させるものとする。
- ⑥ 学位論文公聴会の開催
 - (1) 審査委員会は、学位論文公聴会(以下、「公聴会」という)を開催する。
 - (2) 審査委員会は、公聴会開催日の2週間前までに学位申請者名、論文題目、日時、場所を公示する。
 - (3) 審査委員会は、公聴会開催日の2週間前までに、公聴会参加希望者が当該学位論文を閲覧できるように準備する。
 - (4) 公聴会の司会は、審査委員会において選任する。
 - (5) 審査委員会委員及び当該専攻に所属する分科委員は、原則として公聴会に出席しなければならない。また、審査委員会は、必要に応じて、学内外の教員等に出席を求めることができる。
- ⑦ 最終試験の実施

最終試験は、論文を中心として、これに関連ある科目及び外国語(1カ国語)について口述または筆記により行う。ただし、この試験は公聴会に含ませることができる。
- ⑧ 報告書類の作成

論文の審査及び最終試験を終了したとき、審査委員会は、次の書類等を作成し、研究科長及び学位委員会に報告する。

なお、提出書類は別に定める作成要領を参照し、所定の書式において作成すること。また、別途、所定形式で作成された電子データを、教務課に提出しなければならない。

- (1) 公聴会報告書 1通
(開催日時, 場所, 主な質問と答弁, 出席者のリスト等を付したもの)
- (2) 論文審査の結果の要旨 [作成例②] (4,000字以内) 全4通
(押印されたもの3通, 押印なし1通)
- (3) 最終試験の結果の要旨 [作成例③] (押印されたもの4通) 4通
- (4) 日本大学学位授与報告書 [様式5] 4通

6 学位授与に係る審議

学位授与に係る審議は、次のとおりとする。

- ① 研究科長は、審査委員会から論文の審査及び最終試験の終了報告を受けた後、速やかに学位委員会を招集する。研究科長は、学位委員会開催の1週間以前に、前5-⑧に定める報告書類の写しを、全分科委員及び学位委員会委員に配付する。
- ② 主査又は副査は、学位委員会の依頼に基づき、公聴会、論文審査及び最終試験の結果を報告する。
- ③ 学位委員会は、前項の報告に基づき協議を行い、学位論文審査の合否判定案を作成し分科委員会へ上程する。学位委員会が必要と判断した場合は、審査委員会に対し、再審査を要求することができる。
- ④ 分科委員会は、学位委員会の報告に基づき、学位論文の審査、修了判定を行い、学位授与の可否について審議を行う。審議の議決は、記名投票による。ただし、採決にあたって、特に意見がない場合は、投票を省略することができる。
- ⑤ 分科委員会における学位論文の審査の議決には、分科委員会委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。
なお、校務又は出張のため出席することができない委員は、出席委員の数に算入しない。
- ⑥ 分科委員会における修了判定の議決には、分科委員会委員総数の半分以上の出席を必要とし、出席委員の過半数の賛成がなければならない。
なお、校務又は出張のため出席することができない委員は、出席委員の数に算入しない。
- ⑦ 分科委員会における、学位論文の審査に合格し、修了判定に合格した者に対し、博士の学位を授与する。
- ⑧ 採決にあたって、特に意見がない場合は、投票を省略することができる。
- ⑨ 学位を授与できないと議決した者については、学位規程第14条の定めに従い、通知する。

7 学位授与式

学位授与式は、3月に行う。

なお、9月に修了することを認めた場合は、9月に行う。

8 博士論文及び論文の要旨の公表

- ① 学長は、分科委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。
- ② 本大学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内にその学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。
- ③ 博士の学位を授与された者は、学位の授与から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときはこの限りではない。公表に際しては、日本大学審査学位論文である旨を明記する。
- ④ 公表の方法は本大学が定める所定の手続きに基づき、インターネットの利用により行うものとする。ただし、既に出版刊行されている等の事由により、インターネットの利用により公表できないやむを得ない事情がある場合には、本部大学院委員会の承認を得て、次の条件を満たし、全文の公開に代えなければならない。
 - (1) 「博士論文の登録・公表依頼書」[様式11]においてその事由等を明示する。
 - (2) 論文の内容の要約を作成し、論文に代えて、インターネットの利用により公表する。

9 学位授与の取り消し

学位を授与された者が、その榮譽を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学位規程第17条第2項の定めに従い、学位の授与を取り消す。

しなければならない。

- (1) 論文
 - (2) 履歴書 (様式は任意)
 - (3) 研究業績書 (様式は任意)。論文作成の基礎となる、学術雑誌に掲載された基礎論文については、必ず記載すること。
 - (4) 論文の概要 (和文 4,000 字以内。「論文の内容の要旨」を代用することができる。また、各専攻で定める外国語によるサマリーを添付することができる)
 - (5) 基礎論文の別刷等
- ② 書類の提出を受けた当該専攻主任は、専攻委員会を開催し、申請希望者から提出された資料に基づいて、申請の受付の可否について審議、決定して、その結果を申請希望者に通知するとともに、受付を可とした場合、研究科長に報告する。
- ③ 研究科長は、当該専攻の主任に対しその申請に関わる予備審査を依頼し、依頼を受けた専攻主任は、予備審査のための委員 3 名以上を選び、予備審査委員会を組織する。
- なお、予備審査委員会には、必要に応じて他専攻の教員の参加を求めることができる。
- ④ 予備審査委員会は、申請希望者に対する予備審査を実施し、その結果を専攻委員会に報告する。
- ⑤ 結果の報告を受けた専攻委員会は、この報告に基づき、学位申請の可否について審議し、その結果を申請希望者に通知する。
- ⑥ 専攻委員会で申請が可とされた申請希望者は、定められた期日までに次の書類等を教務課に提出し、総合基礎科学研究科における学位委員会、分科委員会の審議を経て、日本大学学長宛てに学位申請を行う。
- なお、提出書類は別に定める作成要領を参照し、所定の書式において作成すること。また、別途所定形式で作成された電子データを、教務課に提出しなければならない。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 学位申請書 [様式 2] | 2 通 |
| (2) 履歴書 [様式 8] | 4 通 |
| (3) 論文目録 [様式 10] | 4 通 |
| (4) 論文 | 8 部 |
- 審査用として、A 4 判で審査期間中の使用に耐える方式により仮製本したもの。
- | | |
|---------------------|------|
| (5) 論文の内容の要旨 [作成例①] | 20 部 |
|---------------------|------|
- A 4 判、和文で 4,000 字以内、英文を添付する場合 1,000 語程度で作成されたものを添付することができる。また、論文題目が外国語によるものは、題目の日本語訳を併記する。要旨の作成においては、研究の目

的、研究の背景、研究の独創性、研究方法、研究結果、その社会への貢献度等について制限字数内で、できる限り簡潔・明確に記述すること。

(6) 「論文の内容の要旨」を補完する資料 20部

論文の作成の基礎となる学術雑誌に掲載された基礎論文の目録を記載したもの。必要に応じて、論文の構成を説明する資料（目次等）を提出することができる。

ア 基礎論文

- ・ 論文題目、著者名<全員>、
発表誌名、巻、頁 〇〇〇-〇〇〇（西暦年）。
- ・ 論文題目、著者名<全員>、
Proceedings 名、頁 〇〇〇-〇〇〇（開催地、西暦年）。

イ 関連論文（上記以外）

- ・ 論文題目、著者名<全員>、
発表誌名、巻、頁 〇〇〇-〇〇〇（西暦年）。
- ・ 論文題目、著者名<全員>、
Proceedings 名、頁 〇〇〇-〇〇〇（開催地、西暦年）。

なお、この一覧表のイには、投稿中のものも記載することができる。

(7) 博士論文の登録・公表依頼書 [様式11] 1通

(8) 承諾書・誓約書 [作成例④] 1通

基礎論文が共著の場合、当該論文にかかわる共著者全員の承諾書及び誓約書を添付すること。

(9) 改姓届 [作成例⑤] 1通

改姓し、基礎論文・参考論文等に記載された姓名と、学位請求者の姓名が一致しない場合、提出すること。

なお、戸籍抄本等（コピー可）を添付すること。

(10) 参考論文 8部

論文以外で、学位申請上必要不可欠であると思われる研究成果をまとめた原著論文の提出を希望する場合、これを参考論文として提出することができる。

(11) 論文審査手数料 20 万円。ただし、総合基礎科学研究科の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の授業科目及び単位を履修したのみで退学した者が、再入学をしないで博士の学位の授与を申請する場合、退学後 1 年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

⑦ 大学院委員会の議を経て、学長から審査の付託を受けた後、審査を開始する。

4 申請期日

随時受け付ける。

5 学位論文の審査

学位論文の審査は、次のとおり行う。

- ① 研究科長は、学位委員会を招集する。学位委員会は、総合基礎科学研究科全専攻の専攻主任で構成し、必要に応じて、審査委員会における主査及び副査の出席を求めることができる。学位委員会は、申請論文及び提出書類等について点検し、申請が適当であるかどうかを判断するため、当該専攻の専攻主任及び同専攻から選出された分科委員会委員1名を召喚し、申請者の経歴、研究業績及び学位論文の内容等について説明を受ける。
- ② 学位委員会は、専攻からの推薦に基づき、当該論文の審査に関わる学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という）案を策定する。審査委員会候補者は3名以上4名以下とし、うち2名は総合基礎科学研究科博士後期課程研究指導教員であることを要する。ただし、審査委員（以降「副査」という）には、必要があると認める場合には、総合基礎科学研究科博士後期課程研究指導補助教員、関連ある他専攻等の専任教員、あるいは、他の大学院又は研究所等の教員等（外部審査委員）を含めることができる。審査委員長（主査）は総合基礎科学研究科博士後期課程研究指導教員であることを要する。
- ③ 分科委員会は、学位委員会の報告に基づき論文受理の可否及び当該審査委員の構成を議決する。
- ④ 審査委員会は、学位論文の審査を行い、申請者に試問を行う。試問は、本大学大学院において博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有することを確認するために行い、試問は、外国語及び専門科目（学位論文を中心としてこれに関連のあるもの）について行うものとする。
- ⑤ 審査は、審査の付託から、原則として1年以内に終了させるものとする。
- ⑥ 学位論文公聴会の開催
 - (1) 審査委員会は、公聴会を開催する。
 - (2) 審査委員会は、公聴会開催日の2週間前までに学位申請者名、論文題目、日時、場所を公示する。
 - (3) 審査委員会は、公聴会開催日の2週間前までに、公聴会参加希望者が、当該学位論文を閲覧できるように準備する。
 - (4) 公聴会の司会は、審査委員会において選任する。
 - (5) 審査委員会委員及び当該専攻に所属する分科委員は、原則として公聴会に出席しなければならない。また、審査委員会は、必要に応じて、学内外の教員等に出席を求めることができる。
- ⑦ 最終試験の実施

最終試験は、論文を中心として、これに関連ある科目及び外国語（1カ国語）について口述または筆記により行う。ただし、この試験は公聴会に

含ませることができる。論文提出による学位申請者の試験を担当できる者は、博士後期課程の研究指導教員または博士後期課程の研究指導補助教員とする。ただし、試験担当代表者は、博士後期課程の研究指導教員でなければならない。

なお、試験担当者は、審査委員会委員を兼ねることができる。

⑧ 報告書類の作成

論文の審査及び最終試験を終了したとき、審査委員会は、次の書類等を作成し、研究科長及び学位委員会に報告する。

なお、提出書類は別に定める作成要領を参照し、所定の書式において作成すること。また、別途所定形式で作成された電子データを、教務課に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 公聴会報告書 | 1 通 |
| (開催日時, 場所, 主な質問と答弁, 出席者のリスト等を付したもの) | |
| (2) 論文審査の結果の要旨 (4,000 字以内) | 全 4 通 |
| (押印されたもの 3 通, 押印なし 1 通) | |
| (3) 最終試験の結果の要旨 | 4 通 |
| (4) 日本大学学位授与報告書 (様式第 6 号その 2) | 4 通 |

6 学位授与に係る審議

学位授与に係る審議は、次のとおりとする。

- ① 研究科長は、審査委員会から論文の審査及び最終試験の終了報告を受けた後、速やかに学位委員会を招集する。研究科長は、学位委員会開催の 1 週間以前に、前 5 - ⑧に定める報告書類の写しを、全分科委員及び学位委員会委員に配付する。
- ② 主査または副査は、学位委員会の依頼に基づき、公聴会、論文審査及び最終試験の結果を報告する。
- ③ 学位委員会は、前項の報告に基づき協議を行い、学位論文審査の合否判定案を作成し分科委員会へ上程する。学位委員会が必要と判断した場合は、審査委員会に対し、再審査を要求することができる。
- ④ 分科委員会は、学位委員会の報告に基づき、学位論文の審査を行い、学位授与の可否について審議を行う。審議の議決は、記名投票による。ただし、採決にあたって、特に意見がない場合は、投票を省略することができる。
- ⑤ 分科委員会における学位論文の審査の議決には、分科委員会委員全員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

なお、校務又は出張のため出席することができない委員は、出席委員の数に算入しない。

- ⑥ 分科委員会における、学位論文の審査に合格した者に対し、博士の学位

を授与する。

- ⑦ 分科委員会が学位授与を可とする議決をしたときは、研究科長は論文とともに、論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、最終試験の結果の要旨及び試問の成績を文書で学長宛て報告しなくてはならない。ただし、試験及び試問を経ないで、学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨及び試問の成績を添付することを要しない。
- ⑧ 採決は、記名による投票によって行う。
- ⑨ 学位を授与できないと議決した者については、学位規程第14条の定めに従い、通知する。

7 学位授与式

学位授与式は、毎年3月、11月の大学が指定する日に、日本大学会館において行う。

8 博士論文及び論文の内容の要旨の公表

- ① 学長は、分科委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。
- ② 本大学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内にその学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。
- ③ 博士の学位を授与された者は、学位の授与から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときはこの限りではない。公表に際しては、日本大学審査学位論文である旨を明記する。
- ④ 公表の方法は本大学が定める所定の手続きに基づき、インターネットの利用により行うものとする。ただし、既に出版刊行されている等の事由により、インターネットの利用により公表できないやむを得ない事情がある場合には、本部大学院委員会の承認を得て、次の条件を満たし、全文の公開に代えなければならない。
 - (1) 「博士論文の登録・公表依頼書」[様式11]においてその事由等を明示する。
 - (2) 論文の内容の要約を作成し、論文に代えて、インターネットの利用により公表する。

9 学位授与の取り消し

学位を授与された者が、その榮譽を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学位規程第17条第2項の定めに従い、学位の授与を取り消す。

附 則

- 1 本実施要項は、令和2年4月1日から施行する。また、過年度入学生もこの要項により学位の審査を実施する。
- 2 平成15年6月19日施行の日本大学総合基礎科学研究科学学位請求論文審査に関する申し合わせは、令和2年3月31日をもって廃止する。
- 3 学位委員会委員については、当分の間、総合基礎科学研究科専攻主任が兼ねるものとする。

1名を含む)をもって委員会を構成する。ただし、必要のある場合には、関連のある他専攻の教員、あるいは他の大学院又は研究所等の教員等を副査として充てることができる。

(2) 審査委員会委員は、博士前期課程の研究指導教員であること。研究指導教員は、総合基礎科学研究科分科委員とする。ただし、研究指導補助教員を副査として充てることができる。

② 最終試験の実施

最終試験は、論文を中心として、これに関連ある科目及び外国語について口述及び筆記により行う。

③ 報告書類の作成

論文の審査及び最終試験を終了したとき、合否判定案を作成し分科委員会へ上程する。

6 学位授与に係る審議

学位授与に係る審議は、次のとおりとする。

① 分科委員会は、合否判定案について、学位授与の可否について審議を行う。

② 前号の審議には、分科委員会委員総数の半分以上の出席を必要とし、出席委員の過半数の賛成がなければならない。ただし、校務又は出張のため出席することができない委員は、出席委員の数に算入しない。

③ 採決に当たって、特に意見がない場合は、投票を省略することができる。

④ 分科委員会が、前第1号の意見を集約したときは、研究科長は学長に学位授与の可否について内申する。

⑤ 学長は前号の内申に基づいて、学位授与の可否を決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

7 学位授与式

学位授与式は、3月に行う。9月に修了することを認めた場合は、9月に行う。

8 学位授与の取り消し

学位を授与された者が、その榮譽を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学位規程第17条の定めに従い、学位の授与を取り消す。

補 則

この要項について疑義のあるとき及び記載のない事項について解釈ならびにこの要項を変更しようとするときは、本研究科分科委員会で審議し決定する。

附 則

本実施要項は、令和2年4月1日から施行する。また、過年度入学生もこの要項により学位の審査を実施する。